

奈良県中央卸売市場総合管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 7 年 10 月 31 日

奈良県中央卸売市場長 谷 典興

第 1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 7 年度奈良県中央卸売市場総合管理業務委託

(2) 履行場所

奈良県中央卸売市場

(大和郡山市筒井町 957-1、馬司町 642-2)

(3) 委託業務の内容

委託する業務は次のとおりです。詳細については、令和 7 年度総合管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）によります。

① 庁舎等管理業務

ア 常駐警備業務

イ 常駐建築物・設備保守業務

ウ 常駐清掃業務

② 消防設備保守点検業務

エ 消防設備保守点検業務

(4) 委託期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

第 2 入札方法

(1) 入札方式は、総合評価一般競争入札です。入札者は、総合評価のための評価項目算定資料一覧表及び評価項目算定資料並びに入札書を、別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額とします。）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

第 3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第 4 に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できます。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加資格停止等措置要領による入札参加資格停止期間中でない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月 27 日奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者名簿に登録されておりかつ次の条件を満たしていること。
- ① 営業種目に営業種目コード Q 1（建物管理）に主業種で登録されており、かつ小分類①床清掃、②ガラス清掃、③貯水槽清掃、⑧消火設備保守、⑫害虫駆除及び⑬空気環境測定のすべてに登録されていること。
 - ② 本社、支社、営業所等の所在地が奈良県内で登録されていること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 の規定に関して次の事項をすべて満たすこと。
- ① 次のア又はイについて奈良県知事の登録を受けていること。
 - ア 建築物環境衛生総合管理業
 - イ 建築物清掃業及び建築物空気環境測定業
 - ② 建築物ねずみ昆虫等防除業及び建築物飲料水貯水槽清掃業について奈良県知事の登録を受けていること。
- (7) この公告日から過去 5 年間に於いて、国・地方公共団体又は民間が所有する奈良県内の施設において建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の建物管理業務を、所有者と奈良県内に所在する本社、支社、営業所等が直接の契約の相手方となって受託し、第 1 の（3）「委託業務の内容」に掲げる「① 庁舎等管理業務」のアからウまでの業務を適切に履行した実績があること。
- ただし、当該実績については次の事項に留意すること。
- ① 当該実績は、第 1 の（3）「委託業務の内容」に掲げる「① 庁舎等管理業務」のアからウまでのすべての業務が同一時期に同一施設において実施された建物管理業務委託契約の実績（以下「同一時期同一施設の実績」という。）であること。
 - ② 同一時期同一施設の実績に係る契約の件数は、2 件以上であり、かつ、異なる施設での実績とすること。ただし、奈良県中央卸売市場において適切に履行した、同一時期同一施設の実績がある場合は 1 件で可とする。
 - ③ ②の契約件数については、12 か月以上の契約期間のある契約をもって 1 件とみなすこと。
 - ④ 同一時期同一施設の実績のうち 1 件については、「① 庁舎等管理業務」のアの業務（常駐警備業務）が通年 24 時間対応のもので、かつ、ウの業務（常駐

清掃業務)が15万㎡以上の敷地面積における実績であること。

- (8) この公告日から過去5年間において、国・地方公共団体又は民間が所有する防火対象物の消防設備保守点検業務について、所有者と直接の契約の相手方となって受託し、適切に業務を履行した実績があること。ただし、当該実績については次の事項に留意すること。
- ① 防火対象物の用途が消防法施行令別表第1における1項から4項まで、5項(イ)、6項、9項(イ)、16項(イ)又は16の2項のいずれかに該当すること。
 - ② 防火対象物の延床面積が3,000㎡以上であること。
 - ③ 当該実績は、「第3 競争入札に参加する者に必要な資格」(7)の④を含む同一時期同一施設の実績に含まれるものであること。
- (9) この委託業務に係る建築物の管理監督を実施できる者として専任の建築物環境衛生管理技術者を選任することができること。
- (10) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による公安委員会の認定を受けていること。
- (11) 本委託業務対象設備(消火器、屋内消火栓設備・屋外消火栓設備、ハロゲン化物消火設備、移動式粉末消火設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯設備、排煙設備)のすべてが点検可能である消防設備士又は消防設備点検資格者である従業員を3名以上有していること。ただし、一人の従業員がすべての設備の点検が可能である必要はない。
- (12) 個人情報保護対策として、次のいずれかの認証を取得している者又は認証を取得するため申請中の者であること。
- ① プライバシーマーク(JISQ15001 準拠)
 - ② ISMS(ISO/IEC27001/JISQ27001 準拠)

第4 競争入札参加資格の確認の手続き

この入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び競争入札参加資格確認書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書（以下「仕様書等」という）の配布 ※郵送等はせず、手交のみとします。直接来場ください。	令和7年10月31日（金） ～ 令和7年11月6日（木） まで 午前9時～午後5時 （正午～午後1時及び日曜日・祝日は除く）	大和郡山市筒井町 957-1 奈良県中央卸売市場 企画管理課 総務管理係 （管理棟2階） 電話番号：0743-56-7000
仕様書等に関する質問の提出 ※質問は仕様書等に関することに限ります。 ※郵送またはFAXにより提出してください。 ※どちらの場合も必ず電話にて提出した旨の連絡をしてください。	令和7年11月7日（金） 午後5時まで	〒639-1123 大和郡山市筒井町 957-1 奈良県中央卸売市場 企画管理課 総務管理係 電話番号：0743-56-7000 FAX 番号：0743-56-7014
質問に対する回答	令和7年11月12日（水） （予定）	ホームページアドレス https://www.pref.nara.jp/1756.htm
競争入札参加資格確認申請書等の提出 ※提出書類の詳細は入札説明書を参照してください。 ※提出は持参に限ります。 ※結果は郵便により発送します。	令和7年11月10日（月） ～ 令和7年11月14日（金） まで 午前9時～午後5時 （正午～午後1時及び日曜日・祝日は除く）	大和郡山市筒井町 957-1 奈良県中央卸売市場 企画管理課 総務管理係 （管理棟2階） 電話番号：0743-56-7000
入札書等の提出 ※提出書類の詳細は入札説明書を参照してください。 ※書留郵便に限ります。	令和7年11月20日（木） ～ 令和7年11月26日（水） 午後5時まで （期限までに到達したものに限る）	〒639-1123 大和郡山市筒井町 957-1 奈良県中央卸売市場長あて
開札	令和7年11月27日（木） 午前10時	開札場所 大和郡山市筒井町 957-1 奈良県中央卸売市場 管理棟2階 第1会議室

第6 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は2回を限度とします。

1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者がいないときは、再度入札（2回目）を行います。

2 入札保証金

入札参加者は、入札金額（再度入札の場合にあつては最初の入札の入札金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付するものとします。

但し、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書き各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

落札者が落札後契約を締結しない場合、当該落札者は奈良県契約規則第11条第2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償するものとします。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。但し、奈良県契約規則第19条第1項ただし書き各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

契約の相手方が契約に違反して契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として奈良県に帰属します。ただし、契約保証金を免除されている場合には、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を奈良県に納付するものとします。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることができません。

- (1) 奈良県中央卸売市場長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の脱落等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札日までの間において入札参加資格停止措置を受けた者等入札時点において第3に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (7) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (8) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (9) 書留郵便でない入札
- (10) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区分なく郵送された2以上の入札、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送された入札

5 落札候補者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内での価格をもって

入札した者を落札候補者とします。

- (2) 再度入札しても、落札候補者がいないときは、随意契約に移行する場合があります。

6 総合評価による落札者の決定

- (1) 落札候補者であって、落札者決定基準に定める評価方法により算出された価格評価点及び技術等評価点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とします。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合、くじを引かせ落札者を決定するものとします。

- (2) 落札者に対し選定結果を通知するとともに公表します。

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領または奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づき入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

8 契約の解除等

落札者が契約の締結までに次の各号の一に該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとし、契約締結後に契約の相手方が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告をせずに契約を解除することができるものとします。

また、この場合は、契約の相手方は損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的な若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(8) 契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。奈良県は、この場合における損害については補償しません。

10 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-1123 奈良県大和郡山市筒井町 957-1
奈良県中央卸売市場 企画管理課 総務管理係
電話番号 0743-56-7000

11 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 代表者又は受任者（競争入札参加資格確認申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。